

令和4年瑞穂町教育委員会第3回定例会 会議録

令和4年3月23日瑞穂町教育委員会第3回定例会が庁舎3階の会議室（3-2）に招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 滝澤 福一 君 ・ 2番 関谷 忠 君 ・ 3番 中野 裕司 君 ・ 4番 村上 豊子 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長 鳥海 俊身 君・教育部長 小峰 芳行 君・学校教育課長 大澤 達哉 君・教育指導課長 小熊 克也 君
・教育指導課 統括指導主事 稲富 泰輝 君・社会教育課長 佐久間 裕之 君・図書館長 町田 陽生 君
庶務係長（事務局） 鳥海 仁 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 教育長業務報告

日程第3 議案第13号 令和4年度瑞穂町立学校教育課程編成について

日程第4 議案第14号 押印を求める手続の見直し等に伴う瑞穂町教育委員会規則の整理に関する規則

日程第5 議案第15号 押印を求める手続の見直し等に伴う瑞穂町教育委員会告示の整理に関する告示

- 日程第6 議案第16号 職員のサービスの宣誓に関する条例取扱規程の一部を改正する訓令
日程第7 議案第17号 瑞穂町教育相談室設置規則の一部を改正する規則
日程第8 議案第18号 瑞穂町立学校教育支援補助員設置要綱の一部を改正する告示
日程第9 議案第19号 瑞穂町教育相談室専任相談員の任命について
日程第10 議案第20号 瑞穂町青少年委員の委嘱について
日程第11 議案第21号 瑞穂町スポーツ推進委員の委嘱について
日程第12 議案第22号 瑞穂町文化財保護審議会委員の委嘱について
日程第13 報告事項1 瑞穂町教育委員会事務局職員の人事異動について

開会 午前9時

鳥海教育長 ただいまの出席委員は、4名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年瑞穂町教育委員会第3回定例会を開会いたします。ただちに本会議を開きます。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により教育長において4番、村上委員を指名いたします。

鳥海教育長 日程第2、教育長業務報告を行います。教育長業務報告については、別紙、記載のとおりであります。今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。

(「質問なし」の声)

鳥海教育長 ご質問もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

鳥海教育長 日程第3、議案第13号、令和4年度瑞穂町立学校教育課程編成について、を議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長 議案第13号については、学校教育法施行規則第50条及び同規則第72条並びに学習指導要領の規定により瑞穂町立学校の教育課程を管理する必要があるため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、教育指導課長が説明します。

教育指導課長 令和4年度瑞穂町立学校教育課程編成については、既に委員の皆様にご説明させていただいた令和4年度教育課程編成における基本的な考え方にに基づき、各学校の実態を踏まえて編成してあります。全小中学校とも共通事項としてウイズコロナを踏まえた教育課程の編成、すなわち学びの継続と感染の防止対策の両立を目指してまいります。感染状況の悪化を想定し、教育活動の制限が起こった場合でも、GIGAスクール構想に基づきタブレット等を活用して学びを止めない方策を教育課程に位置付けております。具体的には、オンライン授業訓練、ハイブリッド型の授業を進めていくということになります。

また、引き続き地域学校共同本部、放課後学習学びのテーマパーク、そしてふるさと学習みずほ学の出組についても教育課程に位置付け、学力向上を目標としたカリキュラムマネジメント化を果たし、学習指導要領が求める3つの資質・能力、生きて働く知識・技能の習得、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力の育成、人生や社会に生かそうとする学びに向かう力、人間性等の涵養を高めようとしていることが読み取れます。

コロナやインフルエンザそして台風・豪雪等を想定し、危機管理時数、教育委員会がお願いした15時間以上を各学校、各学年ともに確保が実現しています。さらに令和4年度から生命尊重の視点に立って教育相談を充実させるため、これまで小学校第5学年、中学校第1学年で行っていたスクールカウンセラー、町専任相談員による児童・生徒への全員面接をすべての学年に実施することも位置付けております。このように教育水準の維持・向上を図ることができたのは、教育課程編成の事前相談を通じて統括指導主事と指導主事が学校ごとに確認並びに丁寧に指導助言を行ってきたことが功を奏していると考えられます。

次に各校の特色の概略について、ふるさと学習みずほ学を中心に述べさせていただきます。まず、第一小学校ですが、東京狭山茶の茶摘み体験、東京だるまづくりを計画しています。第二小学校は、認知症サポーター養成講座とリンクさせた老人ホーム交流会、清水牧場の乳しぼり体験、第三小学校では、3年生で瑞穂マスターになろうということで、瑞穂音頭、東京狭山茶、シクラメン、多摩だるまなどの学習を集中的に行

おうとしています。瑞穂の未来を構想させ、それらを地域の方、役場の職員を招へいして発表会も行います。第四小学校では、6年生で地域において私たちにできることを学習し、AED講習も受けて、町に貢献しようとする資質・能力の育成を図っています。また、3年生では、地域の方、お茶の講師、シクラメンの講師、牧場の方やけやき館の学芸員など多数の方をお招きし郷土学習の強化に努めています。第五小学校では、六道山の遠足を全校児童で行います。中学校では両校ともに2年生で2日間の職場体験と茶道教室を位置付けています。瑞穂中学校では地域防災学習、瑞穂第二中学校では1年生で川越、2年生で鎌倉、3年生で京都・奈良の校外学習を行い、これらと瑞穂を比較させながら、3年間の学びの中でみずほ学を推進しようとしています。

以上で説明とさせていただきます。

鳥海教育長
村上委員

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑はございませんでしょうか。

学校ごとに重点項目、特に重点を置きたいというところに、多分、丸印がついているのかなと思うのですが、そういうことでしょうか。

教育指導課長
関谷委員

はい、そのとおりです。強化する、重点化を図るということです。

小学校全ての進路指導のところに中学校との連携ということで、子ども達が授業参観する、あるいは、中学校の先生と小学校の連携、とりわけ言語学習が小学校にも及んでいるわけですので、5年、6年と上がって中学というところで、どのようにステップアップしていくか、大変貴重なことだと思うので、これからもぜひ、こうした連携、特にコロナで学年が上がる時に学校に行けないということもありましたので、子ども達がこれをきっかけに不登校になったりしないような連携をお願いしたいと思います。

教育指導課長

ご指摘ありがとうございます。これまでも教師の連携については、町の教育研究会を通じて行っている実績があるわけですが、中1ギャップを起こさせないために子ども達自身がつながっていくということが指摘されており、実施していかなければいけないところと考えています。現在、生徒会を中心にそのところは連携できていますが、基本的な課題はありますが、四小などはバスで二中に行ったりしているという実績もありますので、そこについては引き続き実現できるよう指導・助言をしてまいります。

鳥海教育長

ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第13号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第13号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第13号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長

日程第4、議案第14号、押印を求める手続の見直し等に伴う瑞穂町教育委員会規則の整理に関する規則、日程第5、議案第15号、押印を求める手続の見直し等に伴う瑞穂町教育委員会告示の整理に関する告示、日程第6、議案第16号、職員のサービスの宣誓に関する条例取扱規程の一部を改正する訓令、については、関連がありますので、一括審議とさせていただきますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、一括審議といたします。

教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長

議案第14号、議案第15号及び議案第16号については、瑞穂町における押印を求める手続の見直し等に伴い規則等を改正する必要があるので、本案を提出するものです。

内容については、2月の定例会において条例改正に伴うものを提出しましたが、今回は、規則等を改正するものになります。対象の規則等は、別紙「押印を求める手続の見直し等に伴う改正規則等一覧」のとおりです。No.7以外の規則等は、様式中の㊟を削り、押印を求めないこととします。

なお、附則として、規則等は、令和4年4月1日から施行し、現に残存するものは、所要の補正を加え使用することができるようにします。

以上で説明を終わります。

鳥海教育長

以上で説明が終わりました。これより議案第14号から議案第16号に対する質疑に入ります。ご質疑はございませんでしょうか。

鳥海教育長

ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第14号から議案第16号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第14号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第14号は原案どおり可決されました。

続いてお諮りします。議案第15号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第15号は原案どおり可決されました。

続いてお諮りします。議案第16号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第16号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長

日程第7、議案第17号、瑞穂町教育相談室設置規則の一部を改正する規則について、を議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長

議案第17号については、瑞穂町教育相談室の事業の一部を見直すため、規則の一部を改正する必要があるため本案を提出するものです。

詳細につきましては、教育指導課長が説明します。

教育指導課長

議案第17号については、教育相談室における教育相談業務の対象を保育園・幼稚園の年長の年代にあたる幼児と年中から年少にあたる幼児の満4歳以上の幼児に広げ、早期に発達障害及び発達障害の疑いを含む幼児の保護者にその認識をもたせ、適切な支援の開始時期を遅らせない体制を築くことを目的として改正するものです。

2枚おめくりいただき新旧対照表をご覧ください。

第1条中の就学予定の幼児を満4歳以上の幼児に改め、教育相談室の相談業務の対象年齢を引き下げます。また、教育相談室の設置場所を現状に合わせ、役場庁舎内からビューパーク内に改めます。

附則として、この規則は、令和4年4月1日から施行するものです。

以上、説明とさせていただきます。

鳥海教育長
関谷委員

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑はございませんでしょうか。

教育相談室を役場庁舎内からビューパークに移るとい、元に戻るといのかたちなんです、その原因とい、か理由を教えてください。

教育指導課長

教育相談室というのは、相談業務がメインとなります。様々な事情を抱えた保護者が来られます。そういった中で役場庁舎というのは、人の動きが多く落ち着かないというような状況がございます。ところがビューパーク内ですと離れた場所がございますので落ち着いて相談しやすい環境にあります。実態に合わせて保護者が相談しやすい環境を確実にものにするためにビューパーク内にするものです。

村上委員

4歳以上の幼児について相談するという、これから成長していく過程ですので、早い段階で、例えば、発達障害というレッテルを張るようなことが、簡単におきては困るなと思います。十分な配慮をしたうえで相談業務を行っていただきたいなと思います。

教育指導課長

ご指摘、ご助言ありがとうございます。こちらもそのように考えてございまして、観察していきなり心理の先生が当該保護者に言うということではなくて、あくまでも園の先生を通じて間接的なかわりをさせていただき、やっ、やっていこうと考えています。ただし、認識については、早めにもっていただいたほうが、小学校に上がった時に、やはり時期を遅らせないようにするというのが、ご本人にとっても大切なことですので、そのために対応させていただきたいと考えてございます。

村上委員

まず、適切な対応の仕方を親が知らないために不適切な行動を起こしてしまっているという場合もありますので、そういった不適切な行動にどう対応したらいいのかということ、ぜひ相談室の先生が親に助言していただけるようにすると、4歳以上の幼児について行うということに意義がとてもあるということになりますので、ぜひお願いしたいと思、います。

教育指導課長　ご助言ありがとうございます。まさにそのように考えてございまして、心理の先生が園の先生を通じて親にアナウンスしますが、そのゴールは、まずは教育相談室に行っていただくというところがございまして、そこで今いただいたご助言の内容を踏まえながらしっかりと支援していきたいと考えてございます。

鳥海教育長　少し補足させていただきます。今回、この改正を行う内容については、実質、相談員が各幼稚園・保育園の方に定期的に伺っています。対象年齢、来年学校にあがるという子どもを見に行っているのですが、そのほかの子どもについても保育士さんなどからの相談もあったりしている状況があり、当然、そのようなことも業務外とはせずに対応しているところです。ということで、実質、対象年齢よりも下の子どもも観察していますので実態に合わせるということで、このような業務も正規の業務とするように改正すると捉えていただければと思います。

それから関谷委員からの場所の移転の関係の質疑ですが、役場の新庁舎ができて、こちらで一括でした方が良いだろうということでやってみたところ、やはり、そこを利用する方、相談する方の目線に立つと役場よりも、離れていても静かな環境で、また、人の視線もあまり気にならないというような環境の方が良いということが検証されましたので、戻すということでございます。

どちらの件も実態に合わせて改正をしているということでございます。

鳥海教育長　ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第17号に対する討論を行います。

（「討論なし」の声）

討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第17号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認め、議案第17号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長　日程第8、議案第18号、瑞穂町立学校教育支援補助員設置要綱の一部を改正する告示を議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長

議案第18号については、瑞穂町立学校に配置する教育支援補助員の事業の一部を見直す必要があるため、要綱の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、教育指導課長が説明します。

教育指導課長

説明いたします。議案第18号については、通常の学級に所属する特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、学習等の支援を行う教育支援補助員について、これまで各学校からの申請に基づき支援が必要な個人に配置していたものを、学習サポーターが配置されていない中学校に常時配置することとするほか、各学校からの申請に基づき、教育委員会が、学校への配置が必要であると判断した場合に配置を行うことができるようにするために改正するものです。

4枚おめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。文言の整理につきましては、申し訳ございませんが省略させていただき、主な改正について説明させていただきます。

第3条では、第1項及び第2項を追加し、第1項では、中学校への教育支援補助員の配置を、第2項では、各学校への要請に基づく配置を定めます。第4項では、個人への配置時間に関わる文言を削り、学校への配置時間を現状予算で認められている時数である1週間につき20時間に改めます。

第4条第2項では、個人ではなく学校に対して配置するものとするため、保護者の同意に関する文言を削ります。

第3条及び第4条の改正のほか、押印を求める手続の見直しに伴い、様式第1号から第4号までを全部改正します。

以上で説明とさせていただきます。

鳥海教育長

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑はございませんでしょうか。

鳥海教育長

ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第18号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第18号を原案どおり決定することにご異議はござ

いませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第18号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長

日程第9、議案第19号、瑞穂町教育相談室専任相談員の任命について、を議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長

議案第19号については、瑞穂町教育相談室設置規則第3条第3項の規定に基づき、次の者を任命したいので、本案を提出するものです。

一枚おめくりください。氏名、小町留衣、裏面をご覧ください。田中献一、右側をご覧ください。小池直、裏面をご覧ください。田村裕、右側をご覧ください。高橋阿由美、裏面をご覧ください。佐藤智美、右側をご覧ください。田北佐代子。生年月日、住所及び略歴は記載のとおりです。6名は、令和3年度に引き続き任命、1名は令和4年度から新規に任命するものです。

なお、任期につきましては、令和4年4月1日から令和5年3月31日までです。

以上で説明を終わります。

鳥海教育長

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑はございませんでしょうか。

鳥海教育長

ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

人事案件でありますので討論を省略いたします。

それではお諮りします。議案第19号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第19号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長

日程第10、議案第20号、瑞穂町青少年委員の委嘱について、を議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長

議案第20号については、瑞穂町青少年委員が令和4年3月31日任期満了となるため、瑞穂町青少年委員の設置及び委員の報酬に関する条例第3条の規定により、別紙の者を委嘱したいので、本案を提出するも

のです。

議案書を1枚おめくりください。

氏名、大塚幸子、大久保寿江、菅野俊也、笹井鎮彦、佐藤照美、白石渚、鈴木みゆき、鈴木房二、中山幸子、中野理貴子、浜崎崇、前田哲宏、村野重徳、住所及び生年月日は記載の通りです。また、大塚氏、鈴木氏、中野氏、村野氏は新任、それ以外の方は再任です。

任期につきましては、令和4年4月1日から令和6年3月31日までです。

以上で説明を終わります。

鳥海教育長
鳥海教育長

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑はございませんでしょうか。

ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

人事案件でありますので討論を省略いたします。

それではお諮りします。議案第20号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第20号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長

日程第11、議案第21号、瑞穂町スポーツ推進委員の委嘱について、を議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長

議案第21号については、瑞穂町スポーツ推進委員が令和4年3月31日任期満了となるため、スポーツ基本法第32条第1項の規定により、別紙の者を委嘱したいので、本案を提出するものです。

議案書を1枚おめくりください。

氏名、石倉礼一、大屋敬則、川口由美子、小山恵子、小山希、小山宏、櫻あけみ、竹嶋一茂、田中亜津子、田中啓夫、中井明、西村元、原幸子、深堀豪、村田憲一、住所及び生年月日は記載の通りです。また、小山希氏、田中啓夫氏は新任、それ以外の方は再任です。

任期につきましては、令和4年4月1日から令和6年3月31日までです。

以上で説明を終わります。

鳥海教育長
鳥海教育長

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑はございませんでしょうか。
ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。
人事案件でありますので討論を省略いたします。
それではお諮りします。議案第21号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。
〔「異議なし」の声〕

鳥海教育長
教育部長

ご異議なしと認め、議案第21号は原案どおり可決されました。
日程第12、議案第22号、瑞穂町文化財保護審議会委員の委嘱について、を議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。
議案第22号については、瑞穂町文化財保護審議会委員が令和4年3月31日任期満了となるため、瑞穂町文化財保護条例第47条の規定により、別紙の者を委員として委嘱したいので、本案を提出するものです。
議案書を1枚おめくりください。

氏名、池谷功、大久保伴季、北爪寛之、久保田吉範、栗原耕司、塩島清志、高橋公江、平山和治、村上文男、森田美和子、住所及び生年月日は記載の通りです。また、10名中再任6名、新任4名で、任期につきましては、令和4年4月1日から令和6年3月31日までです。

以上で説明を終わります。

鳥海教育長
村上委員
図書館長

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑はございませんでしょうか。
文化財保持団体の名前がわかりましたら教えてください。
文化財保持団体、村上文男氏の備考欄に記載の団体は、石畑祇園囃子の保存会になります。
森田美和子氏の文化財保持団体でございますが、こちらは東京狭山茶の手もみ保存会になります。
以上です。

鳥海教育長

補足させていただきます。ただいまの説明の森田美和子さんですが、文化財保持団体ということですがけれども、登録証はまだ出ていないんです。3月末に登録証の授与式をしますので、現時点では予定ということになりますけれどもこのように出させていただきます。

滝澤委員 今、3つの委員の委嘱の議案がありましたが、備考に何を書いたらいいのかということ、ある委員会は、新任や再任ということだけを書いてあるんですね。ほかのでは、PTAとか記載されたりしているんです。また、別のでは、有識者とか諸々書いてあるんですね。再任という人は再任というだけでわかる、前回は推薦されたんだらうから同じで良いという判断もできます。新任の場合は、今、質問にあったようにどういう団体から選ばれたんだらうということが知りたくなりますよね。そうするとそういうことも踏まえて備考に書くんだよということを決めておいてもらおうとわかりやすい。共通理解しておくとうまいと思う。新任だけでも書いておくのでも良いと思うし、見てわかると思う。そのように明快にしておいてもらおうとありがたいなと思います。

教育部長 ご指摘ありがとうございます。私も説明をする中で多少の違和感を感じながら、説明させていただきました。今、ご意見をいただきましたとおり、備考欄でその人の人となりが見えるような形で取り組んでいきたいと思っています。また、備考欄も狭いですがわかりやすく記載していきたいと思っています。

鳥海教育長 補足させていただきます。この人事案件ですけれども、形式的にマスをそろえろとか、そういうところはここで手がけてきているんですが、なかなか全部を統一することができていない状態です。一番良いのは、先ほどの教育相談室の相談員のように1人1人の記載とすると良いのですが、そこまでを求めるのかどうかということもありますので、次回の時にはわかりやすくしたいと思っています。

鳥海教育長 ほかにご質問もないようですので、質疑を終結いたします。
人事案件でありますので討論を省略いたします。
それではお諮りします。議案第22号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。
〔「異議なし」の声〕

鳥海教育長 ご異議なしと認め、議案第22号は原案どおり可決されました。
日程第13、報告事項1、瑞穂町教育委員会事務局職員の人事異動について、を議題とします。教育部長より説明を求めます。

教育部長 報告事項1については、令和4年3月18日に人事異動の内示がありましたので報告いたします。

1枚おめくりください。令和4年4月1日付けの人事異動内示のあった職員の一覧です。表は左から新たな所属と職名、氏名、旧所属と職名が記されています。

係長職以上及び退職する職員についてご紹介します。

なお、新たな教育指導課長の氏名、また、現任の小熊教育指導課長の異動先は、現在、公表されていません。

2段目、学校教育課庶務係長栗原崇行氏は、主任職からの昇任です。その下、教育指導課教職員係長杉本直也氏は、企画課財政係からの異動です。その下、羽村・瑞穂地区学校給食組合職員係長渡辺佳則氏は、都市計画課区画整理係からの異動、派遣となります。

下から5段目、都市整備部都市計画課区画整理係長鳥海仁氏は、学校教育課庶務係からの異動となります。その下、企画部財政課財政係長田中宏氏は、教育指導課教職員係からの異動となります。その下、福祉部福祉課福祉推進係長小山健一氏は、羽村・瑞穂地区学校給食組合からの復帰異動となります。

裏面をご覧ください、1段目、岸野直美氏は退職です。

なお、この表には記載されていませんが、教育指導課統括指導主事の稲富泰輝氏は、契約期間である配属5年が終了しましたが、契約延長により令和4年度も引き続き、教育指導課に配属となります。

説明は以上です。

以上で説明が終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。

ご質問もないようですので、委員にはさようご了承願います。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

これにて令和4年瑞穂町教育委員会第3回定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

鳥海教育長
鳥海教育長
鳥海教育長

閉会 午前9時40分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会教育長

瑞穂町教育委員会委員